

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1115））

2. 日 時：平成30年7月9日 13時30分～18時40分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、  
千明主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、  
竹内技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他13名

東北電力株式会社：土木建築部（土木建築技術） 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長 他2名

中部電力株式会社：浜岡原子力発電所 土木建築部 土木課 担当 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設備土木） 副長 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、6月29日、7月4日、6日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜屋外重要土木構造物の耐震安全性評価（代替淡水貯留槽）＞

○ 代替淡水貯留槽の耐震性評価について、側壁、頂版、底版それぞれの断面算定及び断面照査と最終的な配筋の重ね合わせのプロセスを踏まえて、資料構成を再検討し、整理して提示すること。その際、水平2方向の入力も考慮した検討を行うこと。

＜鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震性＞

○ 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の地盤バネ設定の考え方について、その設定経緯を踏まえて、整理して提示すること。

○ 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の荷重の作用方向に関し、杭部分と上部構造とに作用する荷重が逆位相になる場合の評価の要否及びその理由について、更に整理を加えて提示すること。

○ 各応力の照査結果を示す際、評価点がわかるように記載すること。

○ 3次元FEMによる解析結果を踏まえて、2次元梁バネモデルの妥当性について考察し、整理して提示すること。

<貯留堰及び貯留堰取付護岸の耐震性>

- 液状化による側方流動の影響について、NS-1断面の解析結果を踏まえ、海側の貯留堰に対する影響を考察し、整理して提示すること。
- 貯留堰及び貯留堰取付護岸の取付け部鋼材の変形量評価について、止水ゴム取付け鋼材同士の離隔距離のみならず、止水ゴム取付け鋼材と防護材取付け部の離隔距離についても評価結果を示すこと。
- 取付護岸前面のAc層のせん断ひずみについて考察を加えること。
- 水中溶接について、許容応力度を70%に低減する根拠を示すこと。

<鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア）の耐震性>

- 各応力の照査結果の表について、応力度の算出過程と許容応力度の設定の根拠を示し、照査結果を適正化し、整理して提示すること。
- 鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア）周辺の地盤改良の範囲を図示すること。
- せん断の許容限界について、加振方向によって適用する規格・基準を変えていることについて、整理して提示すること。
- 荷重載荷方式等の設計方針について、立坑構造物と地中連続壁基礎との整合性及びその妥当性を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 工事計画に係る補足説明資料 耐震性に関する説明書のうち 補足-340-8【屋外重要土木構造物の耐震安全性評価について】